様式第４号（第４条関係）

令和３年　９月３０日

福知山市議会議長　様

会派名　新　政　会
代表者名　芦　田　眞　弘

政務活動費実績報告書

令和３年４月１日付け 福議発第25-6号により交付決定のあった政務活動費において、令和３年度上半期（４月から９月）の政務活動が完了したので、福知山市議会政務活動費の交付に関する条例第１０条第２項及び第３項の規定により、下記のとおり実績報告書を提出します。

記

１　令和３年度政務活動費の額（上半期）　　３４０，０３６円

２　政務活動費の対象となる経費の内訳

項　目	金額（　上半期）	主な支出内容
調査研究費	２７，７２０円	タブレット端末通信費
研　修　費	２１３，６４０円	(株)地方議会総合研究所主催研修会
広　報　費		
広　聴　費		
要請・陳情活動費		
会　議　費		
資料作成費	５，９４０円	トナーカートリッジ
資料購入費	９２，７３６円	日経グローカル購読代金
人　件　費		
事務所費		
合　　計	３４０，０３６円	

添付書類
・政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類
・政務活動費の収入額及びその内容に関する書類
・政務活動費の支出額及びその使途に関する書類
・政務活動費の支出に係る領収書の原本又はこれに準ずる書類

受付
第 264 号
3.9.30
福知山市議会

支出科目：　調査研究費

合計金額：　２７，７２０円

タブレット端末通信費

公 納入通知書兼領収書

口座番号	01090-7-960071	加入者名	福知山市会計管理者

令和3年度	番号　6700026238-00-00

納付者

〒　－

福知山市字内記１３１番地の１

新政会　様

タブレット端末通信費議員負担金
(会派請求分)
令和３年度　上半期分

納付金額	27,720円
納入期限	令和3年 9月28日

所属	01010000　市議会　　議会事務局
会計	01 一般会計
款	22 諸収入
項	04 雑入
目	03 雑入
節	01 雑入
細節	60 その他の雑入
説明	15 タブレット端末通信料議員負担金

上記のとおり納付してください。

令和3年 9月15日
福知山市長
大橋　一夫

上記のとおり領収しました。

京都府福知山市　市町村コード 262013

(納付者保管)

領収日付印

納めるところ	
福知山市役所会計室及び各支所出納窓口	
京都銀行	本店・支店
京都北都信用金庫	本店・支店
京都丹の国農業協同組合	本店・支店
関西みらい銀行	福知山支店
近畿労働金庫	福知山支店
但馬銀行	福知山支店
但馬信用金庫	福知山支店
福知山市内の京都農業協同組合	
福知山市内の中兵庫信用金庫	
近畿2府4県の郵便局（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）	

65000081230000

A 5 0 3 6 7 0 0 0 2 6 2 3 8 0 0 0 0 A

タブレット端末会派内活動使用状況

（令和3年　4月 1日　～　令和3年　9月30日）

会派名（　新　政　会　）

使用日	使用目的	使 用 内 容
4月2日	会派内協議	上半期政務活動費について
4月19日	会派内協議	福知山市議会規則改正案の検討
5月6日	会派内協議	福知山市議会規則改正案について
5月27日	会派内協議	一般質問の内容について
6月17日	会派内協議	各派幹事会の報告
6月24日	会派内協議	賛成討論内容確認について
7月8日	会派内協議	会派議員研修会に臨むにあたっての打ち合わせ
7月30日	会派内協議	会派議員研修会の報告内容について
8月9日	会派内協議	意見書の取り扱いに関する協議
8月16日	会派内協議	9月議会一般質問の確認・調整
8月23日	会派内協議	政務活動費を活用した視察研修の事前公表について
8月25日	会派内協議	議会運営委員会の内容伝達
9月1日	会派内協議	本会議半数出席の対応とまちづくり構想実施要項案について
9月10日	会派内協議	電子採決についての動向説明
9月15日	会派内協議	決算審査委員会の運営
9月21日	会派内協議	決算審査委員会総括質疑の確認
	会派内協議	
	会派内協議	
	会派内協議	
	会派内協議	
	会派内協議	

令和３年５月２７日提出

福知山市議会
議長　高　橋　正　樹　様

会　派　名　新　政　会
代表者名　芦　田　眞　弘

政務活動費研究研修視察報告書

１　研修年月日　令和３（2021）年５月１８日（火）
２　研　修　先　福知山市役所５階全議員協議会室
３　参加者氏名　芦田　眞弘、柴田　実、田渕　裕二、大槻　泰徳、藤本　喜章、尾嶋　厚美　計６名
４　経　　費　合計３０，０００円(一人当たり５，０００円)
５　研修項目　2021年　地方議会特別セミナーin福知山『議員の資質向上と政務活動費活用法』
《改革の底辺から底辺の改革へ》
第一講　議員の資質向上
Ⅰ　議会の役割・機能
Ⅱ　議員の役割・資質
Ⅲ　「二元代表制」と「議会改革」
第二講　政務活動費活用策
Ⅰ　政務活動費とは何か
Ⅱ　政務活動費の適正な運用
Ⅲ　政治活動費と政策立案
Ⅳ　政務活動費を巡る問題点
講師：自治体議会研究所　代表　高　沖　秀　宣
（元三重県議会事務局次長）

５月１８日(火)
第一講　議員資質の向上　１３：３０～１４：５０
Ⅰ　議員の役割・機能
○憲法９３条　議事機関として議会を設置⇒合議（集まって相談）による意思決定機関
・本来の意味は、審議（調査・検討しそのもののよしあしを決める）し、熟議（十分に議論を尽くす）する機関
・住民の代表機関であり、議決機関⇒多様な民意の反映が求められる。
議会は、いかに「民意」を反映するかが大きな課題
○議決機関としての議会の機能
・地方自治法（第９６条第１項）議決権⇒条例の制定や予算の決議
団体意思の決定機関
○長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能⇒憲法上「二元代表制」
○議事機関としての審議・決裁・議案提出を通じ、政策形成機能を担う。
現状は、議会として、あまり政策形成機能は発揮されていない？議員も関心がない。

受付 第 103 号 3.5.27

Ⅱ　議員の役割・資質

○議員の役割

住民の「代表」明確な規定なし⇒議会基本条例で規定している場合が多い。

議決責任を深く認識し議員力及び議会力を強化することが非常に大切

・「議員力」とは、議員としての能力⇒審議能力、監視能力、政策形成能力、政策立案能力

・「議会力」とは、意思決定機関としての機能並びに執行機関に対する⇒監視機能、政策形成機能政策立案能力など原則的かつ総合的な能力⇒あまり認識されていない。

○議員に求められる資質

「専門性」⇒①特定の分野に関する高い専門的知見を有していること。

②地域の政策課題を的確に把握し、必要な情報収集を行うこと。

③議会において政策提言・政策立案を行う。

④意見集約し、合意を得るための調整能力⇒専門性に含める考え方もある。

Ⅲ　「二元代表制」と「議会改革」

(1)「二元代表制」について

≪二元代表制における議会の役割をどう捉えるか？≫

憲法上、地方公共団体の長と議会の二元主義が採用されていると

一般に理解されている→二元代表制

・与党(政権党)・野党関係は生じない制度であるが、実態は？

国　　会⇒機関協調主義　内閣←国会（与党・野党）

・国会の最高機関・唯一の立法機関

地方自治⇔機関競争（対立）主義　執行機関⇔議会（与党野党関係は想定されていない）

・地方自治の最高機関ではない・唯一の立法機関

○憲法の教科書（大石眞『憲法講義（第３版）』(有斐閣）では、

二元代表制を採っているにもかかわらず

地方自治体の長は、強い権限を認める⇒首長の優位な仕組み

・専決処分・再議制度・予算修正の限界など

議会の権限は、限定的に列挙するやり方⇒

議会は、「二元代表制」を理解し、実質的に機能

議会改革とは、「二元代表制」を追求していくこと。

○自治体議会をめぐる新しい状況⇒二元代表制の追求

・住民に開かれ、住民とともに歩む議会

⇒戦略を持って政策提言できる議会へ

⇒これまでの「監視型」議会から「政策提言型」議会へ

（最近は、「政策議会」という用語も主張されている。）

(2)「議会改革」について

○議会改革とは何か？

・議会改革は、何を改革することか？⇒議会が二元代表制の下で、議会の役割を十分に発揮するために、その審議する機能を上げ強化すること。

○定数削減・議員報酬減額は、議会改革か？

定数議論は、議事機関としての議会がその機能を発揮するには最適の議員数を考えるべき。

○非常事態時における議会の在り方

→専決処分の濫発、一般質問の制限、政務活動費の返上など

○議会改革とは、二元代表制を追求することではないか？　(二元代表制を実質化していくこと)
○議会改革は、「機関としての議会」による政策過程を活性化させることで、二元代表制における機関対立主義の理念を作動させようとするもの
○議会改革度を測る基準？
(例) 早稲田マニフェスト研究所の議会改革度調査
(調査の観点) 議会が果たすべき役割として３つの柱
(1) 情報共有 (本会議などの議事録や動画、政務活動費、視察結果の公開等)
(2) 住民参加 (傍聴のしやすさ、議会報告会などの実施、住民意見の聴取等)
(3) 議会機能強化 (議会本来の権限・能力を発揮するための機能強化状況等)

第二講　政務活動費活用策　１５：００～１６：３０

Ⅰ　政務活動費とは何か

①　地方自治法の規定

第100条　1～13　略

14　議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16　議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

②　「調査研究その他の活動」(立法者の意思)

(平成24年８月７日　衆議院総務委員会会議録より)

・調査研究活動以外に、その他の活動にも使途を拡大したが、具体的に充てることができる経費の範囲について条例で定めることとした。

・どのような経費の範囲を条例で定めるかについては、これは各議会において適切に御判断をしていくべきものであると考えている。

・政党活動、選挙活動、後援会活動それから私人としての活動のための経費などは、条例によっても対象にすることができない」

・使途の範囲の対象は拡大されたが、どの範囲までにするかは、各議会が条例で定めればよく、調査研究本来の意義からは、範囲の対象を、間口を絞って考えるべき

③　使途の透明性の確保→議長の責任

④　「第二の報酬」と言われるのは何故か？⇒有権者の感覚との大きなズレを自覚すること。

Ⅱ　政務活動費の適正な運用

・何のために使うかの認識が十分ではない？
・議員が自発的に行うものとの認識が必要
・収支報告は、会計報告だけではなく、活動の成果報告
・議員活動を積極的に行うことが前提

Ⅲ　政務活動費と政策立案

(1)　立案立案能力

ある問題を解決するために政策を構想し、政策を実現するために必要な枠組みや仕組みを創り上げる能力⇒この能力の神髄は、「条例の提案」である。

(2)　政策立案は、検討された課題を解決するための有効な政策をまとめること。

何が問題なのか

政策を開発し実施することで何が利益なのか　どのようなアプローチをする必要があるのか

そのアプローチは有用なのか⇒これらの点を政務活動費を使って調査すべき

政務活動費は、調査研究費項目で使用

(3)　政務活動費の在り方

（大森鷲説）「議員ＮＡＶＩ」Vol.45

政務活動費における「政務」の意味を、議会会派による政策の立案・決定・提言の機能に引き寄せて解釈し、その機能が適正に発揮される方向で政務活動費使途を転換する.

⇒　使途の拡大ではなく質の充実強化が必要である。

Ⅳ　政務活動費を巡る問題点

(1)　政務活動費を廃止し、議員報酬を増額？⇒一例の紹介

(2)　「政務活動」は何を換えるか？

（三谷哲央議員「自治日報」平成25.2.15）

・単に間口が広がり、使い勝手がよくなったと喜んでいる場合などではなく、むしろ議員の在り方、議会の在り方が改めて厳しく問い直されることになる。

(3)　政策立法費に改正

中央大学・佐々木信夫教授（行政学）

・　政策立案につながる経費に重点配分されるよう「政策立法費」に　改正したうえで、国会の法制局に当たる「県議会法制局」をそれぞれ設置し、半分をスタッフの人件費などに充てるのも一案だとしている。

⇒「第二の報酬」ではなく政策立案・提言機能を発揮するために使途を制限すべきではないか。

(4)　最近の政務活動費の不適切な事例（2020年）

⇒事例のほとんどが事務局で事前チェツクできるもの。

◎ ホームページで公表されている収支報告書等の状況について

○令和２年度政務活動費生産結果（令和２年４月～令和３年３月）

新政会　調査研究費よりも研修費が多いが、議員の資質向上のためではなく、調査研究のための研修か？

議会全体　執行率が58%では、低すぎる感がする。

※コロナ禍の議会会議

・基本条例にオンラインを入れることも検討

・予想外のことを想定した危機管理

⇒常任委員会及び本会議も頭にいれて非常事態の会議⇒オンラインの活用も有り

・政務活動費の未使用分は再配分し議会で使用

・コロナ禍における政治活動費の活用⇒シンクタンクに調査依頼、勉強会等

6　添付資料　　視察研修行程表、説明時の資料（別添のとおり）

7　経費精算書　　（別添のとおり）

講座資料

2021年　地方議会特別セミナーin福知山『議員の資質向上と政務活動費活用法』

《改革の底辺から底辺の改革へ》　　自治体議会研究所

8　説明時資料等

別紙第1

○議会の機能発揮をもっと実施してほしい。

予算は修正してあたりまえ
⇒質を上げていくことが
議会・議員である。

その時に政務活動費
⇩
調査・研究の活動
⇧
一般質問する時に活用
首長に提案

市　民

○首長に対し遠慮が
あるのではないか。

二元代表制

○二元代表制は
どうあるべきか。
※頭で理解しているが
行動が伴っていない。

議　会
議事機関
・条例・予算
・決算の承認ではなく議会で決める。

市　長
執行機関
議案を通すための説明が主体

多様な意見を集める必要があるので
議員は多い方が良い。
審議・熟議⇒日本は少ない。　審議の力を上げていくことが⇒議会改革

別紙第2

○政策形成機能は発揮されていない⇒関心がない
通年議会が本来の姿ではないか。

専門性がある場合
公聴会・参考人を招へい

議　案
○首長・執行機関は
上手に話す。
○執行部のやり易い
予算をつくる。
※つかみで作成
○予算と決算の差が
大きい⇒あまい
見積り

審　査
審　議

活用に着意

専門性が要求され議員の
能力の専門性を高める。

質疑

※修正なし原案通り可決ではなく
● 議案事　是々非々で実施
● 徹底的に監視機能を高める。
● 再議制度も視野

● 決算⇒決算に反映

○調査研究その他の活動⇒必要性と合理性

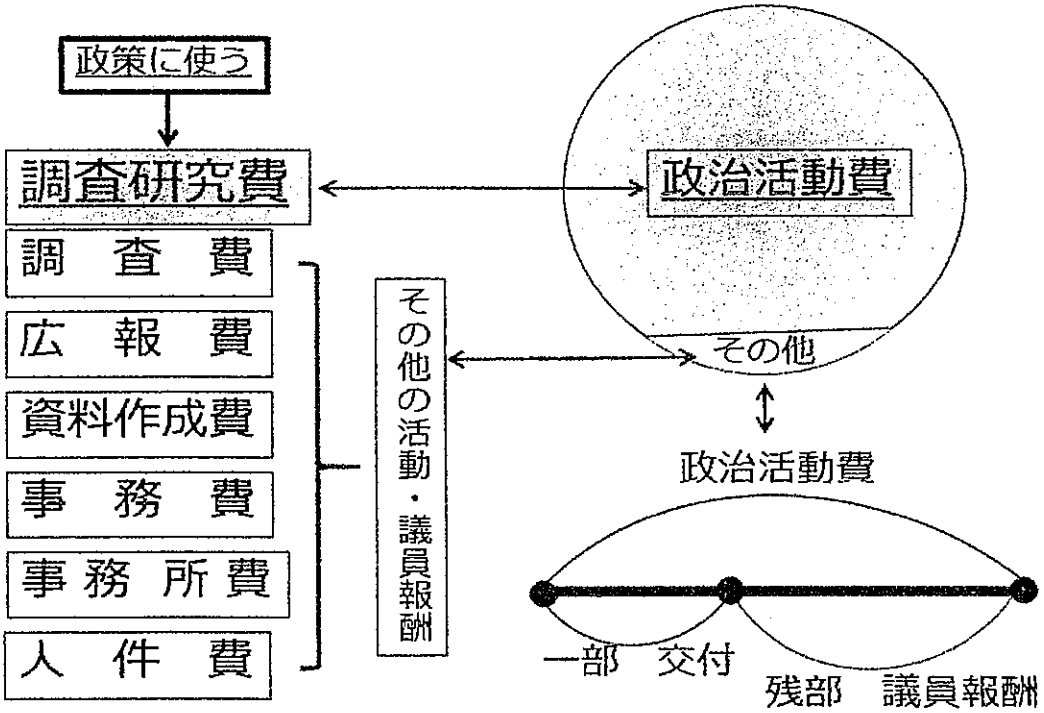

新規事業は、昨年の１２月までに上げる。⇒調査研究の時間を確保
予算を議論＋一般質問する時の提案⇒政務活動費に使用

視察研修行程表

日数	月日	発着地	時間	摘　　要	備考
1	5月18日 (火)	福知山市役所5階 全議員 協議会	13:30 ～ 14:50	第一講　議員の資質向上　別紙第１・２参照 Ⅰ　議会の役割・機能 ○憲法９３条　議事機関として議会を設置 ○議決機関としての議会の機能 ○長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能 ○議事機関としての審議・決裁・議案提出を通じ、政策形成機能 Ⅱ　議員の役割・資質 ○議員の役割 ○議員に求められる資質 Ⅲ　「二元代表制」と「議会改革」 (1)「二元代表制」について ○憲法の教科書 ○自治体議会をめぐる新しい状況 (2)「議会改革」について ○議会改革とはなにか？ ○定数削減・議員報酬減額は、議会改革か？ ○非常事態時における議会の在り方 ○議会改革とは、 ○議会改革度を測る基準？	
			14:50 ～ 15:00	休憩	
			15:00 ～ 16:30	第二講　政務活動費活用策　別紙３参照 Ⅰ　政務活動費とは何か ①　地方自治法の規定 ②　「調査研究その他の活動」（立法者の意思） ③　使途の透明性の確保→　議長の責任 ④　「第二の報酬」と言われるのは何故か？ Ⅱ　政務活動費の適正な運用 Ⅲ　政治活動費と政策立案 (1)　立案能力 (2)　政策立案 (3)　政務活動費の在り方 Ⅳ　政務活動費を巡る問題点 (1)　政務活動費を廃止し、議員報酬を増額？ (2)　「政務活動」は何を換えるか？ (3)　政策立法費に改正 (4)　最近の政務活動費の不適切な事例（2020年） ◎　ホームページで公表されている収支報告書等の状況について 質疑・応答	

（様式３）

経 費 精 算 書

会 派 名　　新 政 会

（単位：円）

月　日	支出項目	支出額	領収書No.
5月18日	受講料	30,000	
支出合計額		30,000	

支出科目：　研修費
合計金額：　３０，０００円
（５，０００円×６人）

領　収　書

新政会　様

金 30,000 円

上記正に領収いたしました。
ただし、「自治体議会特別セミナーin 福知山」受講料として。
@5,000 円×6 名分＝30,000 円

令和 3 年 5 月 18 日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木 545）
代表　高　沖　秀　宣[redacted]㊞

令和３年８月 16 日提出

福知山市議会
議長　高　橋　正　樹　様

会　派　名　新　政　会
代表者名　芦　田　眞　弘

政務活動費研究研修視察報告書

１　研修年月日　令和３（2021）年７月２８日（水）
２　研　修　先　会場：京都経済センター「４－Ｆ」
３　参加者氏名　芦田　眞弘、柴田　実、田渕　裕二、大槻　泰徳、藤本　喜章、尾嶋　厚美　計６名
４　経　　費　合計１８３，６４０円(一人当たり３０，６０７円)
研修項目　議員・職員のための　わがまちをデザインする～議員が知っておくべき都市計画～

議員のための都市計画 ＜基礎編＞
１　はじめに：
　成人病にかかった日本の都市
２　豊かな都市空間を考える
３　都市計画の基本的な仕組み
４　コンパクトシティを再考する

議員のための都市計画＜応用編＞
５　人口の取り戻し方
６　環境負荷とＳＤＧｓ
７　スマート化、サイバー化するまちづくり
８　Ｂｅｙｏｎｄコロナのまちづくり
講師：谷口　守　（筑波大学教授）

７月２８日(水)
◆１０：００～１３：００

議員のための都市計画　＜基礎編＞

１　はじめに：

成人病にかかった日本の都市

「生き物」と「都市」⇒実は、よく似てる。
循環器、エネルギー摂取、神経系、中枢、排泄、個々の細胞
「生き物」も「都市」も⇒○成長する。○活動するための状態を維持しようとする。
○新陳代謝する。
×病気になる。怪我もする。×老化する。×成人病もある。（肥満も）
♂♀　性別がある。◎治癒、再生する。◎そして、進化する。

受付 第208号 3.8.16 福知山市議会

都市で今起こっている問題点

① 循環不全（渋滞）　②肥満化（肥大化）③骨粗鬆症（撤退、スポンジ化）　④ガン（全体が縮小する中で細胞成長を加速）　⑤糖尿病　・・・・

成人病（生活習慣病）だらけ⇒コンパクト化＝都市のメタボ防止
※都市で困ったことがあれば、生き物から学べ　バイオミメティツクス(生物模倣学)

2　豊かな都市空間を考える

・好きな都市としてよく挙げられるのは、パリやロンドンといった美しくて歴史があると思われている都市
・日本は、パリやロンドンよりも実はもっと歴史があるはずなのに、好きな都市には挙がらない。
・パブリック:公共、公的、公衆についての考え方が海外と日本では違う。
・海外と日本での都市のでき方、つくり方に差がある。

縦割り行政の弊害、法律がないので行えない。

(例)道路のハード面の整備は道路部局
交通安全は警察の管轄、土地利用コントロールは都市計画部局であり、電線の配置などは電力会社ｅｔｃ
※お互いが横の連絡を取らず、それぞれ自分が一番やりやすいように、形式的に責められないように仕事を進めた結果、日本のよくあるまちなかの景観が出来上がる。
・多様性が重要な生き物は、都市も同様

「トータルデザイン」＝単品・縦割りで考えない。

※「都市空間のありようは、固定的で変わらないもの」ではなく、「柔軟に変わるものなので、的確な計画を通じてしっかりと良い方に変えていく」姿勢が大事である。

3　都市計画の基本的な仕組み

○都市計画法のベースとなる考え方、100年前に制定された。

◊1888(明治21)年　東京市区改正条例
・東京における伝染病、大火災などの問題　・近代国家としての体制整備

◊1919(大正８)年　　旧都市計画法(震災復興、戦災復興)
・大都市への人口流入に伴う住宅・保健衛生の問題　・近代産業の発展

◊1968(昭和43)年　新都市計画法
・高度経済成長による都市への人口流入とそれに伴う環境悪化、土地利用の混乱
・スプロール現象(無秩序な都市化に伴い、都市的土地利用が無計画に散在する状況)に対応するために作成

◊1980(昭和55)年　地区計画制度
・地区環境に係わる住民主体のまちづくり活動の展開

◊1992(平成４)年　　用途地域細分化・市町村マス
・バブル景気を背景とした住宅地へのオフィス進出　・市町村主体の計画策定の気運の高まり

◊1999(平成11)年　　地方分権一括法
・地方分権に向けた社会的要請の高まり

◊2000(平成12)年　線引き選択制、区域マス・準都計区域
・人口集中圧力の低下
・都市計画区域外への無秩序な立地

◊2006(平成18)年　まちづくり三法改正
・中心市街地の衰退

土地利用計画制度の構成イメージ (国土交通省資料より)

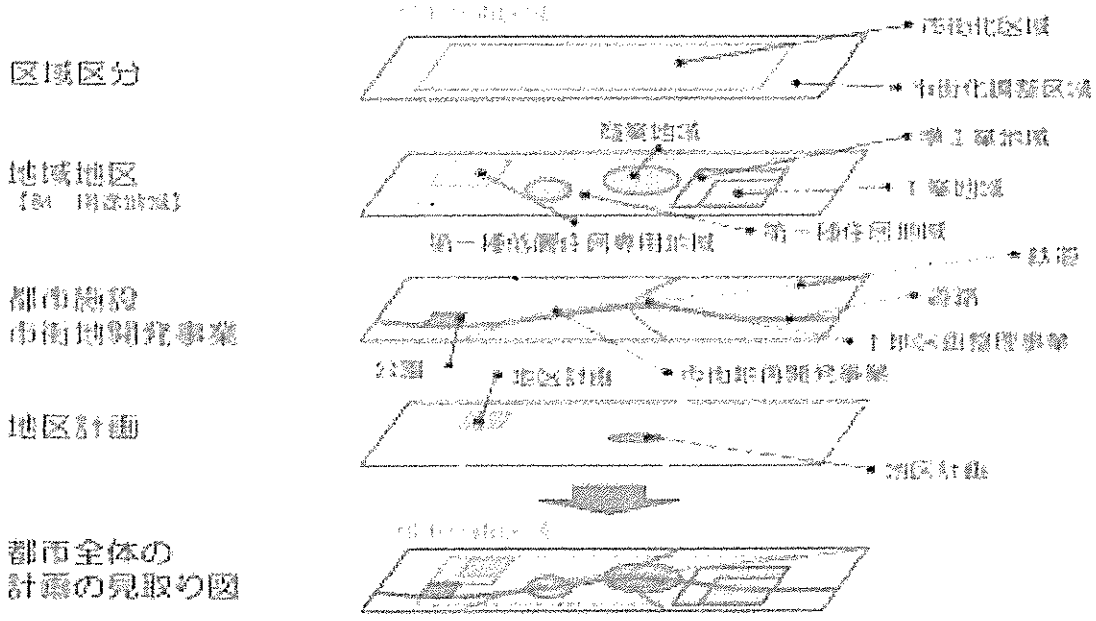

◇市街地開発事業

コストを抑えながら都市の基盤を整備し、効率的な土地利用を促進する手法

◇市街地再開発事業

本来であれば土地の高度利用を行うことがふさわしい地区において、低層家屋などが密集し道路やオープンスペースが不足している場所に、それら諸問題の同時解消を目的におもに適用

◇用途地域の構成

1)第１種低層住居専用地域

・低層住宅のための地域。

・小規模なお店や事務所を兼ねた住宅や小学校などが建てられる。

2)第２種低層住居専用地域

・主に低層住宅のための地域。

・小中学校などの他、150 ㎡までの一定のお店などが建てられる。

3)第１種中高層住居専用地域

・中高層住宅のための地域

・病院、大学、500 ㎡までの一定のお店などが建てられる。

4)第２種中高層住居専用地域

・主に中高層住宅のための地域

・病院、大学などの他、1,500 ㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられる。

5)第１種住居地域

・住居の環境を守るための地域

・3,000 ㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。

6)第２種住居地域

・主に住居の環境を守るための地域

・店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられる。

7)準住居地域

・道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。

8)田園住居地域

・農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域

・住宅に加え、農産物の直売所などが建てられる

9)近隣商業地域

・まわりの住民が日用品の買い物などをするための地域

10)商業地域

・銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域

・住宅や小規模の工場も建てられる。・住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる

11)準工業地域

・主に軽工業の工場やサービス施設などが立地する地域

・危険性、環境悪化が大きい工場のほか、ほとんど建てられる。

12)工業専用地域

・工場のための地域

・どんな工場も建てられるが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられない

4　コンパクトシティを再考する

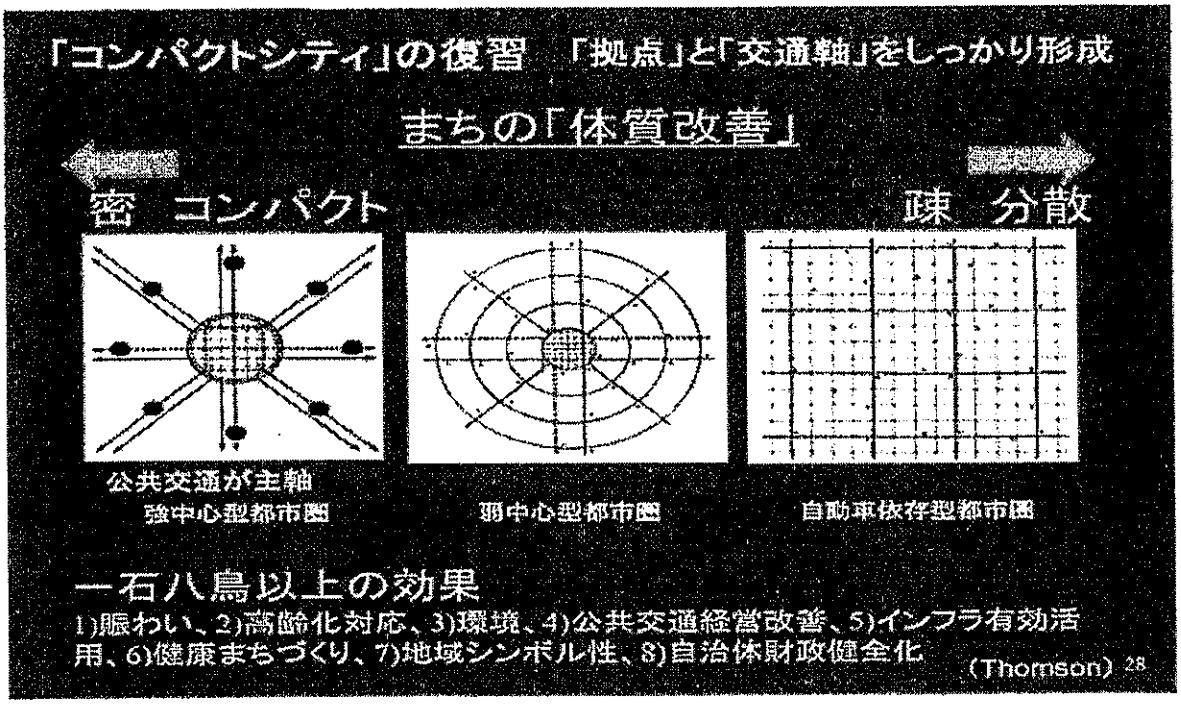

◇全世紀からの復習　都市コンパクト化政策　日本だけか取り残されてきた。

・1987　国連ブルンドランド報告（サスティナビリティ）

・1989　ノルウェー　ＴＰ10

・1989　オランダ　国家環境政策

・1997　英国　ＰＰＧ13

・1994　ドイツ　アアツボルグ憲章

（ドイツでは、減少化時代の都市の未来形としてはやくから位置づけ）

・コンパクトシティ誘導政策として、2006年６月都市計画法、2006年８月中心市街地活性化法が改正

・谷口教授は、2002年コンパクトシティ国際研究グループＩＵＰＥＡに参加。（参加者は女性も男性もほぼ同数であった。）

◇他国、他地域の取組

・香港では街に住んでいる感覚。家に台所などが無いが、階下に降りれば、様々な料理屋台があり廉価で入手できる。

・新大陸(アメリカ、カナダ、オーストラリア)を開拓した時、車文化が始まったため、人口密度の少ないところへも行くことが出来る。

・カールスルーエ(ドイツ)人口27万人

トランジットモール(自動車の流入を制限し、公共交通と歩行者のみで構成さえる商店街)路面電車と歩行者ゾーンだけで市街地は成り立つ。

①頻度の高い路面電車

② ネットワーク(停留所)が多い。

③ 値段が安い。路面電車は街に来るための手段。路面電車の経営が赤字でも街を黒字にするため、公共が赤字補填。

④ 街中に行って楽しい場所かどうか、重要

⑤ ストリートファニチャーを取り入れる。(高齢者の休憩所)

⑥週末(金曜日の夜から土曜日の朝にかけて、公共交通を走らせている。)

◆１４：００～１７：００

議員のための都市計画<応用編>

５　人口の取り戻し方

・運命は変えることが出来る。

・推計人口の算出において多用される手法

「純移動率」「生残率」「婦人子ども比」「０～４歳性比」⇒４つの仮定値を用いる。

・推計手法では考慮できていない部分に**運命を覆うヒント**があるのでは。

※推計人口と実人口の**「乖離」を分析**することで、減少予測にあらがうための情報が得られる可能性がある。

※運命にあらがえた(推計人口より実人口が増加した)自治体

◇鹿児島県十島村（乖離1.35）

①離島留学

・島外の子どもが**離島の里親のもとから通学する制度**(1991年から実施)

・教育委員会と各島の支援組織が連携⇒これまでに**274人**を受け入れ

②インフラ整備と学校の再開

・住宅、港、診療所、道路などのインフラ整備を実施

・学校の再開による教師とその家族の受け入れ⇒小宝島人口は20人から５３人に

③移住・定住促進施策

・U・Iターンによる定住者に対する助成金

・衣食住のサポートがついた農業インターンの展開

・東京での移住希望者説明会を定期開催⇒69世帯113名がU・Iターン

◇島根県海士町(乖離1.17)

①特産品のブランド化による雇用創出

②子育て支援⇒Iターン者の増加などに成功

◇北海道厚真町（乖離1.13）

①「子育て支援住宅」の整備

・苫小牧市への通勤している層をターゲットとした**戸建て住宅を整備**

・扶養する**子ども１人につき、家賃を控除する**仕組みを設定

⇒移住者数15世帯62名

②住宅支援

・まちが**様々なタイプ**の分譲地を整備、販売

・新築の際は**建築費を一部助成**(最大200万円)

⇒分譲地への移住者数11組30名

③起業・就職支援

・地域おこし協力隊や就農希望者への支援・育成を展開

・積極的な起業支援⇒地域おこし協力隊終了後の定住者9名新規起業者数13名

◇北海道ニセコ町(乖離1.27)

①観光協会を株式会社化(自治体と住民が50%ずつ出資)

⇒道の駅の運営や旅行業の事業を展開

②外国人観光客の取り込み⇒観光振興に成功し、雇用を創出

◇その他

①北海道下川町

2010年時点で3人の地域おこし協力隊⇒2015年には、9人を受け入れ。

②岡山県旧久町(現瀬戸内市)

積極的な就農支援など

③タワーマンションが出来ることで人口増加している市町もある

◇乖離を説明するための使用変数概要

・居住環境：買い物施設、医療施設、公共交通、道路密度

・地域活動：定住推進、6次産業化など

・移住定住政策：移住施策、地域おこし協力隊

・都市地域属性：条件不利地域、都心湾岸ダミーなど

・震災の影響：帰宅困難区域、災害公営住宅など

※投資をしているところは人口増えている。何でも始めるのは早い方がいい。

6　環境負荷とSGDs

◇公園は何のために作るのか？　自然を感じられる場所？

・手入れするための維持費が無い。

・年間、国内で整備される公園面積は960ha(9.6K ㎡)。
世界中で喪失される森林の面積は、15万K㎡。
(公園面積の15000倍以上の森林が世界で失われる。)

・公園整備だけでは低炭素化を阻止することは出来ない!!

・地球環境に関する問題の深刻さを適切に理解することが大事である。

◇地球環境と生活環境は異なる。

・経済的な成長をしているところは、C０２を出している。

・産業革命後、人口は一気に増えている。

・東京、愛知、大阪エリアは環境負荷が大きくかかっている。

・人間が育つためには、1.5個分の地球が必要
(地球上の農業が可能な土地をすべて食料生産のために活用した場合は、1570億人を扶養可能とするが、全世界の人間が米国と同じ生活水準で活動した場合は、10億人しか扶養できないとした研究もある。)
※持続可能な開発とは･･･将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと。

◇環境負荷を測る

～エコロジカル・フツトプリント～(環境面において、われわれが地球を踏みつけている足跡)

◇面積で表現する指標

・食料生産のための農地
・牧畜のための草地
・都市的土地利用に必要な面積
・ＣＯ２吸着のために必要な森林
・紙パルプ製造のために必要な森林

※世界中の人が日本人と同じ生活をすると、地球が2.3個必要になる。(日本の試算結果)

◇指標の限界

・汚染物質や廃棄物などの環境への影響は、うまく捕らえることができない
・森林は、炭素吸着の場であるとともに、水源涵養に有効
・一つの土地は必ずしも単一機能しか持たないわけではない。

※地域内の「環境負荷」と「環境受容(環境負荷の受容面積:バイオキャパシティ)」とのバランス関係をみて、持続可能を目指す。

◇キャップ・アンド・トレード(ＣＯ２については排出量を取引するという発想)

・東洋人と西洋人では環境に対する考え方が違う。
・開発などで損なわれた環境(自然)と同等の自然を生み出すよう求められる。
(ミチゲーション(緩和)は、カリフォルニア州の一部で行われる。)
・通勤客を満員電車で運べば、自動車通勤や全員が着席できる通勤鉄道などと比較して、環境負荷を抑えることが出来る。
・香港の多くの高層住宅は狭小な部屋で構成され、台所のない住宅もある。階下には廉価な料理屋台が所狭しと並ぶ。「地球環境」を優先して「生活環境」を犠牲にしている。

※「環境」「経済」「社会」の３要素を含め、一定の水準(トリプルボトムライン)を満たすことで持続可能性を達成できると考える。

7　スマート化、サイバー化するまちづくり

◇一般的に

・普及するものは、いずれ普及する。普及する時のスピードは、急である。
・太陽光パネルは普及する。電気自動車も普及する。
・再生可能エネルギーに向いている街と向かないまちがある。
・農村がそのまま都市になっただけなのが、日本。日本の都市計画は失敗している。

◇まずは、都市構造可視化ツールを活用し、見える化していく。

・ネット社会になると買い物行動も変わる。

・ショップサイト所在地を分析すると、過疎地の中にもネットショップサイトがある。
・WAY革命（Ｗａｔｅｒ→Ｒａｉｌ→Ｍｏｔｏｒ→Ｃｙｂｅｒ Ｗａｙ）

◇コンパクトシティとは

・環境負荷の考慮、都市整備財源の減少、インフラの老朽化、高齢人口比の増加、ガソリンなど自動車関連財の価格高騰などが予想されるため、都市の形の再構築は必要。
・市街地が高密度でまとまっており、公共交通が盛んで、環境負荷の低い都市構造を、一般的にコンパクトシティと呼ぶ。
・欧州では、1980年代後半より、「土地利用計画」と「交通計画」の融合という観点で取り組まれる。
・日本では、2005年頃から政府内の審議会で理解されるようになり、2007年頃、各自治体向けに公表された。
・コンパクトシティ政策推進のうえで、単に都市の密度だけでなく、そこでの居住者の生活スタイルや行動パターンまでを視野に入れた検討が必要。
（地方都市での各世帯での自動車の複数保有化など）
・「拠点に集約」から「拠点を集約」へ

◇スマートシティとは

・太陽光パネルや電気自動車を暮らしの中にうまく取り込み、再生可能エネルギーを活用しながら効率的なエネルギー利用に基づく生活。
・スマートグリッド（相互で効率的なエネルギー融通：各世帯で太陽光パネルによる発電とその電気自動車への充電をスマートメーターなどの機器を通じて行う。また各世帯や周辺の住宅を有機的に繋ぐことで、相互で効率的なエネルギー融通を行う）の普及が必要。
・タワー型マンションが林立するような高層住宅地での適正はもっとも低い。
・スプロール的要素の強い（中層住宅と一戸建て住宅が混在している立地）住宅地の方が、相対的に適性が高い。（余剰電力活用可能量が大きい。）
・しかしながら、スプロール市街地は、都市の維持管理コストや交通弱者への対応の面から考えて、推奨できるものではない。
・電力の価格体系の見直しも含めての検討が望ましい。

◇クリエイティブシティとは

・経済のグローバル化が進展するにつれ、相互に競争が激しくなってきている中で、近年、新しい成長を育む要因として、都市の創造性（クリエイティブ）が着目される。
・人材、技術、寛容性の３つの分野における複数の指標より、独自に「創造性指標」が提案される。
・創造階級（クリエイティブクラス）の存在を許容できる社会をもつ都市が優位性をもつ。
※異なる価値観や立場の人間が格差なく生きていける社会の実現を目指す。

◇サイバーシティとは

・「都心」対「郊外」から「実空間」対「サイバー空間」時代への移行
・サイバー化により、まちなかに人が買い物で出て行く理由が減るため、賑わいが減る。
・地元の商業施設自体が選択されなくなる。
・サイバー空間上では、いままでの物理的障害は消え、言語の違いが新たなバリアとなる。
・多くの人口を対象とする言語が、サイバー空間上では優越する。
・日本語のサイトは、実質的な後背圏が限定されてしまう。当然ながら、世界の都市の序列にも変化が生じる。

8　Ｂｅｙｏｎｄコロナのまちづくり

○スペイン風邪（1918年～1920年）の時

◇はやり風邪にかからぬには

①病人または病人らしい者、咳をする者に**近寄ってはならぬ。**
②たくさんの人の**集まっているところに立ち入るな。**
③人の集まっている場所、電車、汽車などの内では必ず呼吸保護器(**マスク**)をかけ
そうでなければ、鼻や口を「ハンカチ」手ぬぐいなどで軽く覆う。

※現在の三密を避けることと何も変わらない。
※スペイン風邪の後、三密を避ける社会が続いたわけではない。
New normal ではない。Old abnormal（一時的なまの）である。

◇スペイン風邪時と違って一部「ノーマル化」しそうなこと

・リモート活動の今後の実施意向⇒商品購入等の実施以降は高い。
・オンライン飲み会などコミュニケーション系の活動の実施意向は低い。

◇親型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性

・人々の働く場所・住む場所の選択肢が広がる。
・大都市・郊外・地方都市と、規模の異なる複数の拠点が形成され、役割分担化
・複数の用途が融合した職住近接
・様々なニーズ、変化に柔軟に対応できるようなまちづくりが必要

◇都市空間に対する意識（充実してほしい空間）

・ゆとりある屋外空間の充実
・自転車や徒歩で回遊できる空間の充実

◇人中心のモビリティネットワークへの転換

・誰しもが便利に移動可能な交通体系を構築することが重要
・既存の鉄道やバスのネットワークを基本とし、新たなモビリティサービスと歩行、空間が有機的に結びついた、誰もが、いつでも、安全で環境に優しく、ドア・トゥ・ドアで移動可能な交通体系、いわば「人中心のモビリティネットワーク」へ

◇新たなライフスタイルを支える生活圏づくりの推進

・自宅や周辺等で様々なニーズを満たすことができるようになっており、今後は居住地側における生活や活動の姿をより一層意識して、長中期的視点に立って生活圏づくりを推進
・リモート化が進めば働き方が変わり、人によって生活の範囲も多様化する。

◇ネットへのシフトにどう対応する？

・ハワード：スリー・マグネット（今から１００年前に生じたシフト）
産業構造変化による都市スラム化⇒まちと田舎があって、タウン&カントリーのスリー・マグネット⇒田園都市の理想の話をハワードが出した。
・実空間とサイバー空間をどう連動させるか。タウンコンシャスなネットの重要性
※これはハワードの１００年前の田園都市論の応用

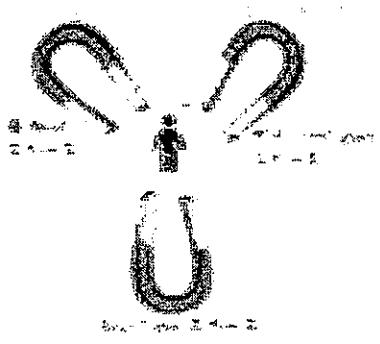

コンベンショナルシティ：実（Real）スペース
インビジブルシティ：サイバー（Cyber）スペース
サイバー依存だと
実空間での出会いの喪失、熟練者消滅、疎外化・幸福度の違い、ソロ化の進展となる。
ハイブリットシティ：実（Real）―サイバー（Cyber）
Ｒｅａｌ　ｓｐａｃｅトCｙｂｅｒ　ｓｐａｃｅ両方の長所を生かしたまち づくりが必要

○質疑応答

Q　ＭａａＳ（マーズ）の導入は

A　シュミレーションできるかが、鍵となる。都市部は難しい。普及に当たっては、課題も多く、法的制限、インフラ面、ビジネス面などの課題がある。より幅広いユーザが利便性を高めるためには、「移動＋α」といった移動以外の付加価値を提供し、移動ユーザの利便性を高めることが求められる。

Q　二地域居住の実用性は

A　簡単にはいかない。交通費、家賃は２倍でコスト面の問題や地方の受け入れ体制についてなど、課題となることが多い。

○所感

コンパクトシティ政策は、都市（「生き物」と「都市」は、よく似てる）を健康にしようという試みであること。体質改善を実現するには、根気も時間もかかる。しかし、それによって改善できるのは単に都市問題にとどまらず、交通・福祉・財政など多岐にわたること。市長や議員の任期を超える長期的な視点から取り組みが必要となるため、政策決定に大きな影響を持つこと。地方分権の推進がコンパクトシティ政策と相反する成果を生んでいる事も認識すべきであること。また、注意すべき事項として、郊外スプロールを議題の対象としているコンパクトシティ問題と限界集落化の進む中山間地域の維持管理問題は、混同してはならないこという点であり農山村は農山村としてどのように維持管理、活性化していくべきかという議論は別にあることなど理解できた。特に、講師から「議員の一人一人が゛、地域の町医者になって診断してほしい」とあったが、トレードオフ（どちらかが立てば、もう一方が立たなくなる関係）の「生活環境」と「地球環境」ような難しい問題に対処していく必要性を感じている。時代はＩＣＴ・ＡＩ化することで更に加速していく中、高齢化、人口減少、財政制約ストック劣化、まだ続くスプロール（無秩序な都市化に伴い、都市的土地利用が無計画に散在する状況）空き家増加（リバース・スプロール）、自動車依存、環境負荷等の課題を、本市と日本全体や世界の人口動態を見据えながら、投資的事業も含め考えスマート＋コンパクトシティに向けて、長期的な計画の重要性を再認識できた。

視察研修行程表

日数	月日	発着地	時間	摘　　要	備考
1	7月28日 (水)	京都産業センター	10:00 ～ 11:35	議員・職員のためのわがまちをデザインする ～議員が知っておくべき都市計画～ 議員のための都市計画＜基礎編＞ 1　はじめに： 成人病にかかった日本の都市 2　豊かな都市空間を考える 3　都市計画の基本的な仕組み	
			11:35 ～ 11:45	休憩	
			11:45 ～ 13:40	4　コンパクトシティを再考する	
			12:40 ～ 13:40	休憩	
			13:40 ～ 14:50	議員のための都市計画＜応用編＞ 5　人口の取り戻し方 6　環境負荷とＳＤＧs	
			14:50 ～ 15:00	休憩	
			15:00 ～ 17:00	7　スマート化、サイバー化するまちづくり 8　Ｂｅｙｏｎｄコロナのまちづくり 質疑・応答 講師：谷口　守　（筑波大学教授）	

（様式３）

経　費　精　算　書

会派名　　新政会

（単位：円）

月　日	支出項目	支出額	領収書No
７月１９日	振込手数料	８８０	
７月２６日	交通費(JR)	３０，１２０	
７月２８日	交通費(地下鉄)	２，６４０	
７月２８日	セミナー受講料	１５０，０００	
支出合計額		１８３，６４０	

支出科目：　研修費
合計金額：　１５０，８８０円
受講料　　１５０，０００円（２５，０００円×６人）
振込み手数料　　８８０円

領収証

No.....

2021 年 7 月 28 日

福知山市議会　新政会　様

金額 **¥150,000**

内
消費税等
現　金

但 7月28日セミナー受講料25000円6名様分として
上記正に領収いたしました

[redacted]-0011
[redacted]京都文京区千石2－34－6
[redacted]株式会社　地方議会総合研究所

[redacted]

9 振込金受取書 いずれかに○印を付ける
預金払戻請求書
預金口座振替 による振込受付書（兼振込手数料受取書）
渉外扱いによる振込処理結果報告書

お振込日 令和 03年07月19日　電信

お振込先
金融機関名 [redacted] 京都北都信金 銀行 信組 農協 その他
店舗名 [redacted] 支店
預金種目 普通 当座 貯蓄 その他
口座番号 [redacted]
種目 1 1-フリコミ
金額 ¥150,000
振込手数料 ¥880円
手数料区分 会員 非会員 1

お受取人
姓 カブシキガイシャチホウギカイソウケン
名 シチホウケンキュウショ
お名前 株式会社 地方議会総合研究所 様へ
お電話（　）－
ご住所

ご依頼人
姓 フクチヤマシキガイシン
名 セイカイアシタヅマサヒロ
お電話（市外局番）0773（市内局番）24（番号）7031
お名前 福知山市議会 新政会 芦田真弘 様から
ご住所 京都府福知山市字内記13－1

☑がある場合は、翌営業日扱いとなります。
□ ご依頼の振込は 翌営業日（　月　日）の お取扱いとなります。

午後2時00分以降に受付けました振込は、翌営業日扱いとなる場合があります。
営業係員が店外で受付けました振込は、翌営業日の取組となりますのでご了承ください。
その他の事項は「振込規定」によりお取扱いいたします。

手数料区分が「1」「2」は、振込手数料の受領を意味します。

当金庫をご利用いただきましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

京都北都信用金庫

No.2 出納済 3. 7. 19 京都北都信用金庫 篠尾支店 200円

支出科目：　研修費（交通費）

合計金額：　３０，１２０円（５，０２０×６人）

JR 福知山～京都　乗車券　　９，１２０円（１，５２０円×６人）

JR 福知山～京都　自由席特急券　５，９４０円　（９９０円×６人）

JR 京都～福知山　乗車券　　９，１２０円（１，５２０円×６人）

JR 京都～福知山　自由席特急券　５，９４０円　（９９０円×６人）

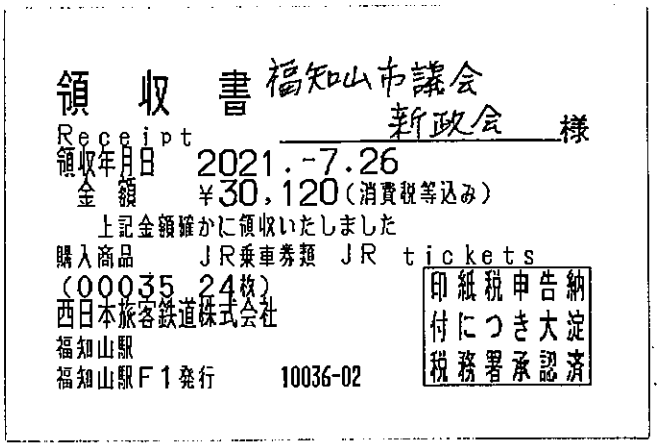

領　収　書　福知山市議会 新政会　様

Receipt

領収年月日　2021.-7.26

金　額　￥30,120（消費税等込み）

上記金額確かに領収いたしました

購入商品　ＪＲ乗車券類　ＪＲ　tickets

（00035　24枚）

西日本旅客鉄道株式会社

福知山駅

福知山駅Ｆ１発行　10036-02

印紙税申告納付につき大淀税務署承認済

詳細は別紙のとおり

乗車券（ゆき）

福知山 → 京都

経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効 ¥***
下車前途無効

2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-07 (4-) C51 経1

B自由席特急券

福知山 → 京都

7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990

2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-01 (4-) C23 経1

乗車券（ゆき）

福知山 → 京都

経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効 ¥***
下車前途無効

2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-08 (4-) C51 経1

B自由席特急券

福知山 → 京都

7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990

2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-02 (4-) C23 経1

乗車券（ゆき）

福知山 → 京都

経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効 ¥***
下車前途無効

2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-09 (4-) C51 経1

B自由席特急券

福知山 → 京都

7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990

2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-03 (4-) C23 経1

乗車券（ゆき）

福知山 → 京都

経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効 ¥***
下車前途無効

2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-10 (4-) C51 経1

B自由席特急券

福知山 → 京都

7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990

2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-04 (4-) C23 経1

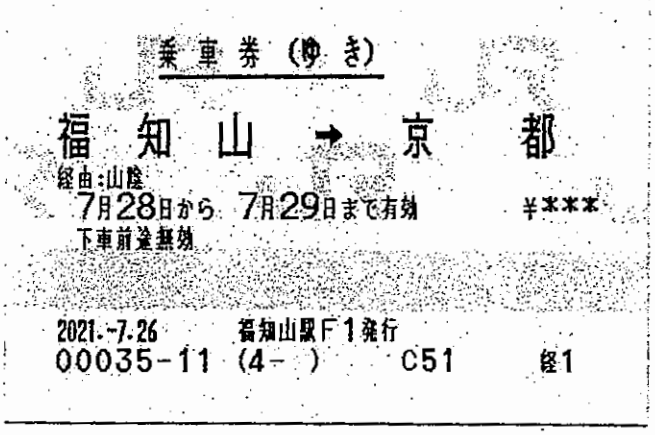
乗車券（特急）
福知山 → 京都
経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効 ¥***
下車前途無効
2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-11 (4-) C51 経1

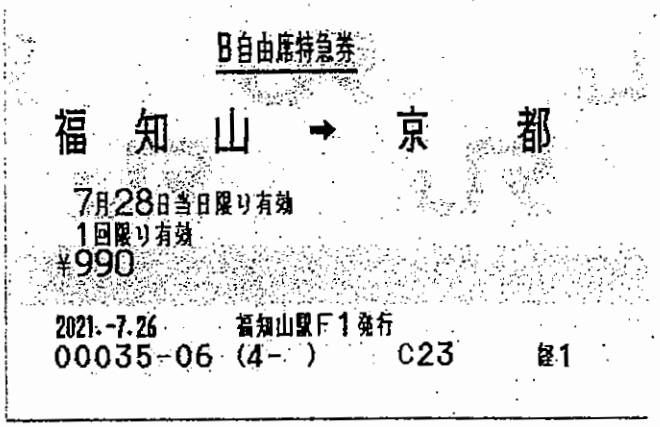
B自由席特急券
福知山 → 京都
7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990
2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-06 (4-) C23 経1

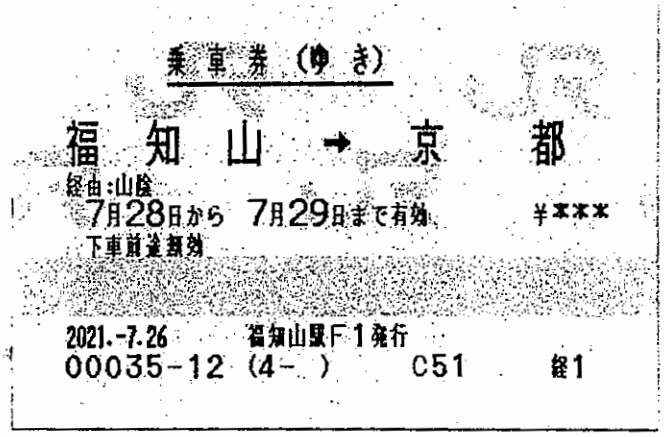
乗車券（特急）
福知山 → 京都
経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効 ¥***
下車前途無効
2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-12 (4-) C51 経1

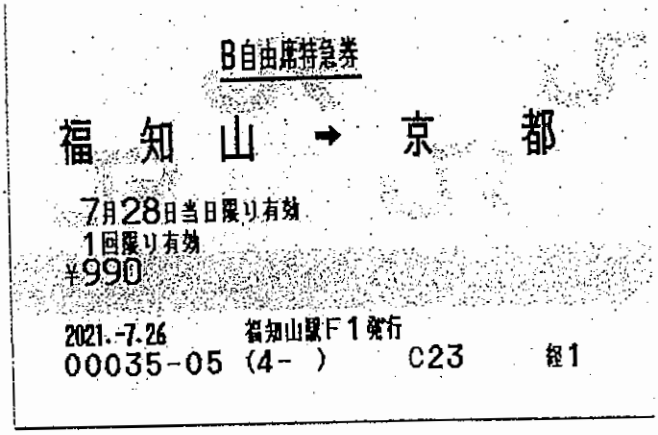
B自由席特急券
福知山 → 京都
7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990
2021.-7.26 福知山駅F1発行
00035-05 (4-) C23 経1

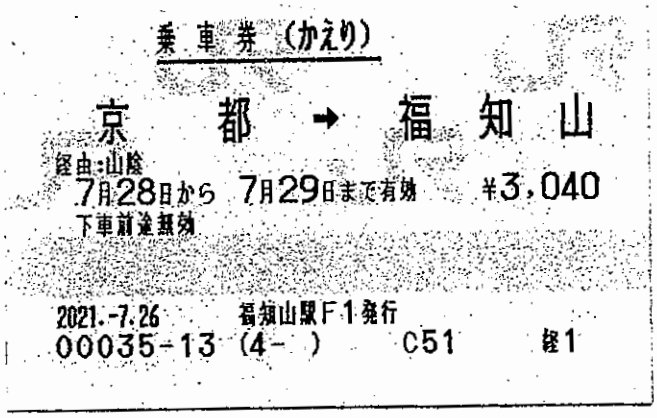
乗車券（かえり）
京　都 → 福知山
経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効　¥3,040
下車前途無効
2021.-7.26　福知山駅F1発行
00035-13 (4-)　C51　経1

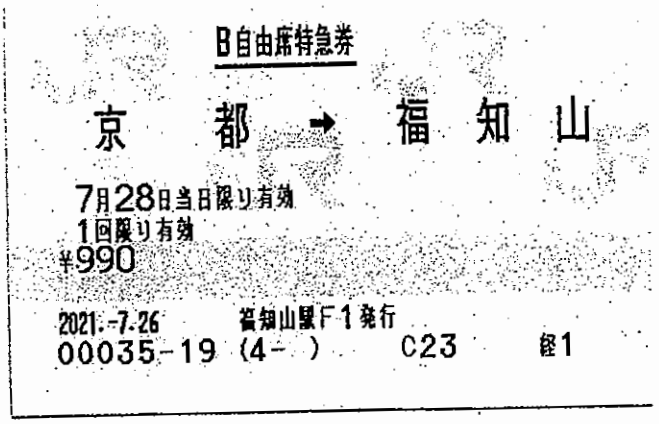
B自由席特急券
京　都 → 福知山
7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990
2021.-7.26　福知山駅F1発行
00035-19 (4-)　C23　経1

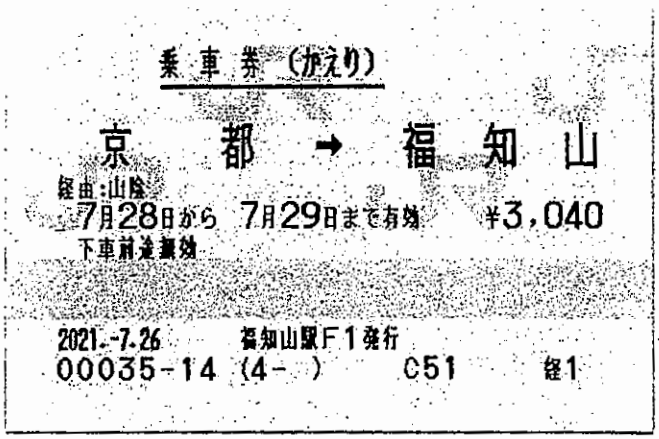
乗車券（かえり）
京　都 → 福知山
経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効　¥3,040
下車前途無効
2021.-7.26　福知山駅F1発行
00035-14 (4-)　C51　経1

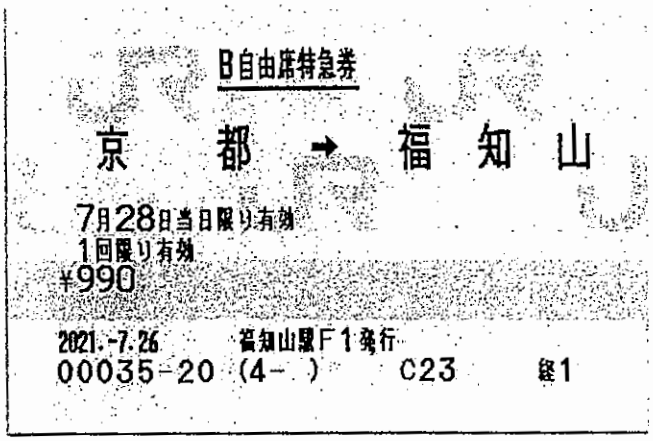
B自由席特急券
京　都 → 福知山
7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990
2021.-7.26　福知山駅F1発行
00035-20 (4-)　C23　経1

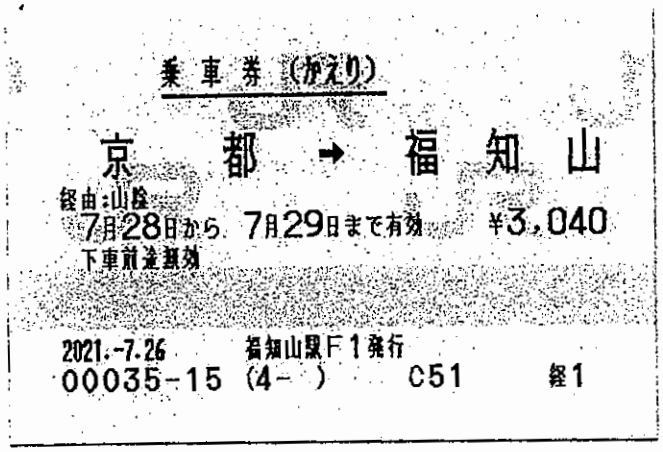
乗車券（かえり）
京　都 → 福知山
経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効　¥3,040
下車前途無効
2021.-7.26　福知山駅F1発行
00035-15 (4-)　C51　経1

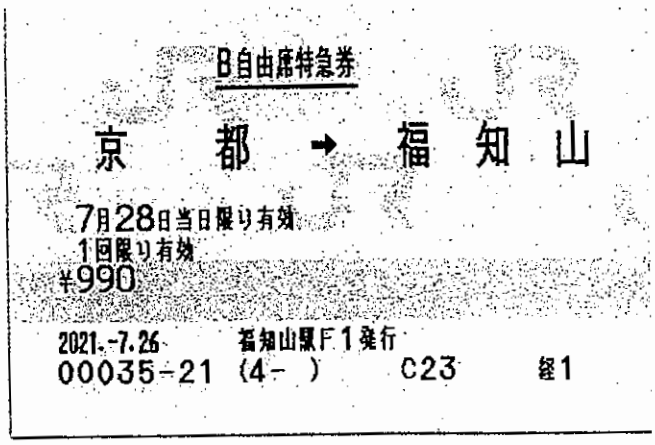
B自由席特急券
京　都 → 福知山
7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990
2021.-7.26　福知山駅F1発行
00035-21 (4-)　C23　経1

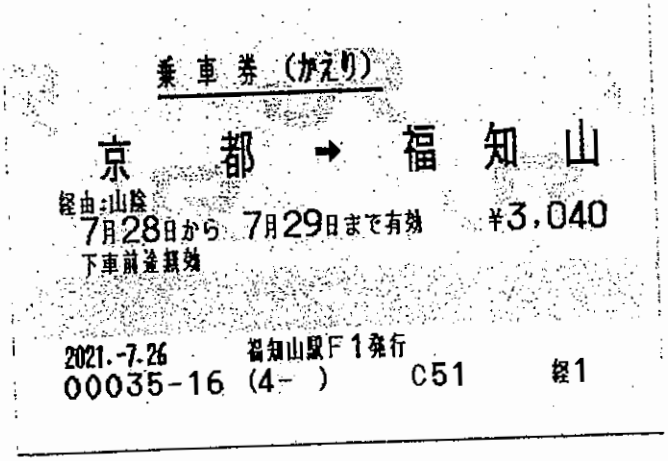
乗車券（かえり）
京　都 → 福知山
経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効　¥3,040
下車前途無効
2021.-7.26　福知山駅F1発行
00035-16 (4-)　C51　経1

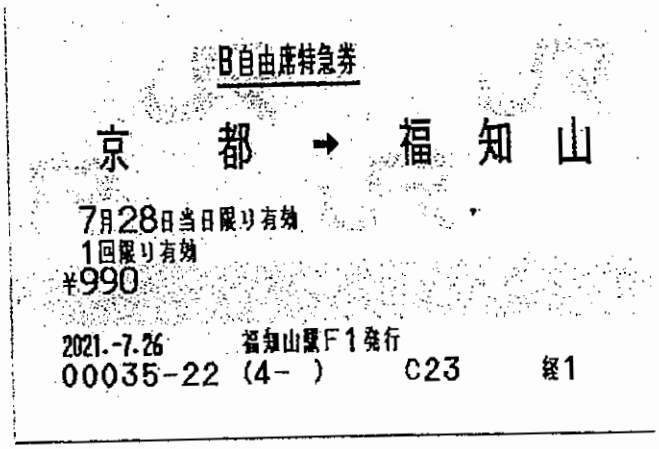
B自由席特急券
京　都 → 福知山
7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990
2021.-7.26　福知山駅F1発行
00035-22 (4-)　C23　経1

乗車券（かえり）

京　都 → 福知山

経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効　¥3,040
下車前途無効

2021.-7.26　福知山駅Ｆ1発行
00035-17 (4-)　C51　経1

B自由席特急券

京　都 → 福知山

7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990

2021.-7.26　福知山駅Ｆ1発行
00035-23 (4-)　C23　経1

乗車券（かえり）

京　都 → 福知山

経由:山陰
7月28日から 7月29日まで有効　¥3,040
下車前途無効

2021.-7.26　福知山駅Ｆ1発行
00035-18 (4-)　C51　経1

B自由席特急券

京　都 → 福知山

7月28日当日限り有効
1回限り有効
¥990

2021.-7.26　福知山駅Ｆ1発行
00035-24 (4-)　C23　経1

支出科目：　研修費（交通費）

合計金額：　２，６４０円（４４０×６人）

京都市営地下鉄　京都～四条　１，３２０円　（２２０円×６人）

京都市営地下鉄　四条～京都　１，３２０円　（２２０円×６人）

行き

帰り

領収書

様

ご利用日付 2021年-7月28日 時刻 08時31分

★¥440- 但し 普通券購入 代金

券番号 3029-3030

上記正に領収いたしました。

京都市交通局 京都 B07

領収書

様

ご利用日付 2021年-7月28日 時刻 08時43分

★¥440- 但し 普通券購入 代金

券番号 0103-0104

上記正に領収いたしました。

京都市交通局 四条 A06

領収書

様

ご利用日付 2021年-7月28日 時刻 08時32分

★¥440- 但し 普通券購入 代金

券番号 3031-3032

上記正に領収いたしました。

京都市交通局 京都 B07

領収書

様

ご利用日付 2021年-7月28日 時刻 08時44分

★¥440- 但し 普通券購入 代金

券番号 0105-0106

上記正に領収いたしました。

京都市交通局 四条 A06

領収書

様

ご利用日付 2021年-7月28日 時刻 08時32分

★¥440- 但し 普通券購入 代金

券番号 3033-3034

上記正に領収いたしました。

京都市交通局 京都 B07

領収書

様

ご利用日付 2021年-7月28日 時刻 08時44分

★¥440- 但し 普通券購入 代金

券番号 0107-0108

上記正に領収いたしました。

京都市交通局 四条 A06

１回に２名分の領収書しか発行出来ませんでした。

支出科目：　資料作成費
合計金額：　５，９４０円
キャノンカートリッジ
政務活動費による支出は、按分で 1/2（11,880×1/2=5,940 円）

領収証

No.

福知山市議会 新政会　様　　2021 年 6 月 24 日

金額　¥11,880-

但 ☐ キャノンカートリッジ051H代
☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

内
8%(税込・税抜)金額　消費税額等　/
10%(税込・税抜)金額　消費税額等　/

現金・カード・(　　)

HISAGO BS0809

〒620-0035
京都府福知山市字内記 72 番地の 1
株式会社 報国堂
代表取締役 足立 正

係

登録番号

納品書

福知山市内記13　福知山市役所5F

福知山市議会　新政会　様

HOKOKUDO 株式会社 報国堂
代表取締役 足立 正
〒620-0035 京都府福知山市内記 72 番地の 1
TEL.(0773)22-2883　FAX.(0773)22-2875

得意先コード	年月日	伝票番号
	2021年06月23日	00008963

下記の通り納品申し上げます

商品名	数量	単位	単価	金額
ｷｬﾉﾝｶｰﾄﾘｯｼﾞ　051H	1	本	10,800	10,800

備考		税抜額	10,800	消費税額	1,080	合計	11,880

支出科目：　資料購入費
合計金額：　９２，７３６円
日経グローカル購読代金　　９２，４００円
(2021 年 4 月～2022 年 3 月)
振込み手数料　　　　　　　３３６円

領　収　証

No 097116

福知山市議会　新政会　　殿　(5320040550)

¥ 92,400

但し　日経グローカル　年間購読代金として
(2021年4月～2022年3月)

上記の金額正に領収いたしました [redacted]

2021年　5月　19日

東京都港区虎ノ門　4 [redacted]

株式会社　日経ＢＰマ[redacted]グ

扱　印
[redacted]

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	[redacted]
加入者名	株式会社 日経BPマーケティング
金額	92400
ご依頼人 住所氏名	福知山市議会　新政会　様
	請求コード 10135308202104000001
料金 (消費税込み)	336 円
日附印	03-05-17 福知山篠尾郵便局 (44268) N94270005
備考	

この受領証は大切に、保管してください。

切り取らないでお出しください。